

# 令和 6 年度 第 43 回

沖縄県トラックドライバー・コンテスト

学科競技問題用紙

(制限時間：60 分)

## 注意事項

- ① 問題は全 80 問で正誤式問題（○×方式）です。
- ② 解答はすべて別紙の解答用紙に記載すること。
- ③ 解答用紙に受験する部門をマークし、事業所名及び氏名、ふりがなを記入すること。
- ④ この問題用紙は試験開始の合図があるまで開かないこと。
- ⑤ 印刷の不鮮明なところや筆記用具等の件で質問があれば、静かに手を挙げて係員に聞くこと。ただし、問題の内容にふれるものは回答しない。
- ⑥ 問題用紙に、メモ、計算等を書き込んでも差し支えない。問題用紙は選手がそのまま待ち帰ること。
- ⑦ 早くできた者は、30 分経過後退室することができる。その際、挙手により係員に合図をし、解答用紙をチェックさせた後、解答用紙は机上に伏せ、他の者の邪魔にならないよう静かに退室すること。トイレや廊下等での雑談は遠慮されたい。また、一度退室したら再度入室は認めない。
- ⑧ **制限時間は 60 分。** 終了の予告については試験官が合図をする。

公益社団法人沖縄県トラック協会

## 筆記試験

次の設問について、解答用紙の各欄に、正しいと思うものには「○」を、誤りと思うものには、「×」を記入して下さい。

### I 交通法規 (40 問)

- 問1. 他の車両等の通行を妨害する目的で、高速自動車国道における最低速度の規定に違反するような行為をし、交通の危険を生じさせるおそれがある場合は「妨害運転罪」の適用対象となる。
- 問2. 自動車は歩道の通行は禁止されているが、自転車道の場合は自転車に注意しながら通行することができる。
- 問3. 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。
- 問4. 警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、車両を停止させ車両の装置について検査をすることができる。
- 問5. 高速自動車国道等では駐車や停車が禁止されているが、故障や燃料切れなどやむを得ない場合は、十分な幅員がある路肩や路側帯に駐停車することができる。
- 問6. 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯を横断し、又は横断しようとする歩行者や自転車があるときは、徐行して進行しなければならない。
- 問7. 交差点の側端から 10 メートル以内の部分は駐停車禁止である。

- 問8. 同一方向に二つの車両通行帯が設けられている道路では、普通自動車は右側の通行帯を通行しなければならない。
- 問9. 高速自動車国道等の本線車道では、転回や横断は禁止されているが、後退は禁止されていない。
- 問10. 運転者の視野を妨げるような積載をして車両を運転することは違反行為である。
- 問11. 無免許運転を行うおそれのある者に対し自動車を提供し、提供を受けた者が無免許運転を行った場合、自動車を提供した者は罰せられることはない。
- 問12. 車を離れる時間が短いときはエンジンをかけたままでもよい。
- 問13. 飲酒をしても 10 時間以上経過していれば、運転して差し支えない。
- 問14. 過労、病気、薬物の影響等により、正常な運転ができないおそれがある状態では車両等を運転してはならない。
- 問15. 工場の構内など道路外の場所で人身事故を起こしても、免許取消しや停止の処分の対象にはならない。
- 問16. 夜間に対向車とすれ違うときは、前照灯を減光するか下向けに切り替える。
- 問17. バス停でバスが発進の合図をしたとき、その後方にある車両は、やむを得ない場合を除き、その道路が追越し禁止道路でなくとも、バスを追い越してはいけない。

- 問18. 前方の信号が黄色のときは、他の交通に注意しながら進むことができる。
- 問19. 追い越し禁止の場所であっても、原動機付自転車なら追い越してもよい。
- 問20. 前方の交通が混雑しているため、交差点の中で動きがとれなくなり、交差する道路を通行する車などを妨げるおそれがあるときは、信号が青色でもその交差点に入ってはいけない。
- 問21. 上り坂の頂上付近やこう配の急な下り坂は、追い越しが禁止されている。
- 問22. 上り坂の頂上付近では、必ずしも徐行する必要はない。
- 問23. 横断歩道に近づいたとき、付近に明らかに歩行者がいない場合は、減速しないで、そのままの速度で進行してもよい。
- 問24. 自動車の運転は、認知、判断、操作に分けられ、このうち特に大切なのは操作で、交通事故の原因の大半を占めている。
- 問25. 緊急自動車に進路をゆずるときは、一方通行の道路であっても、必ず道路の左側に寄って進路をゆずらなければならない。
- 問26. 赤色の点滅信号の交差点に進入する場合は、徐行すれば良い。
- 問27. 児童、幼児等の乗降のため停車している通学通園バスと行き違いの形で直進するときは、徐行しなくてもよい。

問28. 危険を防止するためやむを得ない場合を除いて、急停止や急減速となるような急ブレーキをかけてはならない。

問29. 車両通行帯のあるトンネル内では、駐停車することができる。

問30. この標示のあるときは、前方の信号が赤であっても、他の交通に注意しながら左折することができる。



問31. この標識のある場所は、普通乗用車と自動二輪車は通行できないが、それ以外の車両は通行できる。



問32. 最大積載量 2 トン以上の貨物自動車は、この標識のある道路は通行できない。



問33. この標識は、歩行者・車・路面電車の全てが通行できない。



問34. この標識は、自転車は通行することができない。



問35. この標識は、高さ 2.2 メートルを超える車（積載した荷物の高さを含む）は通行できない。



問36. この標識は、一方通行の出口などに設けられており、車は進入することができない。



問37. この標識は、駐車はしてはいけないが、停車はすることができる。



問38. この標識は、時速 30 キロに達しない速度で走行してはならない。



問39. この標識のある場所は、乗用自動車は通行できるが、貨物自動車は通行できない。



問40. この標識は、横断禁止を示している。



## II 構造機能 (20 問)

- 問41. 走行直後の点検は、やけどをするおそれがあるので、エンジンなどが冷えた状態で行うとよい。
- 問42. 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。
- 問43. 道路運送車両法で定める「車両総重量」とは、車両重量、最大積載量及び 55 キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。
- 問44. 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
- 問45. タイヤ交換をしたときは、初期なじみのため、タイヤ交換後 50～100 キロメートルを目安にナットの増し締めを実施するとよい。
- 問46. 事業用貨物自動車の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から 2 年間である。
- 問47. 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）のタイヤの残り溝は、1.6 ミリメートルが限度である。
- 問48. 非常信号用具は、自発光式のもので、使用に便利な場所に備えられたものでなければならない。

- 問49. 自動車には、定期点検整備記録簿の写しを備え置かなければならない。
- 問50. 警音器の警報音発生装置は、運転者が運転者席において、その音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるものでなければならない。
- 問51. 事業用貨物自動車の3ヶ月ごとの定期点検では、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みを点検しなければならない。
- 問52. 前回の運行で異状が認められなかった箇所については、次回の運行前の日常点検で省略することができる。
- 問53. 自動車は、自動車検査証を備え付けるか、又は国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ運行の用に供してはならない。
- 問54. 自動車（被牽引自動車を除く）の前面ガラス及び側面ガラスは、交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分の可視光線の透過率が60%以上のものでなければならない。
- 問55. タイヤの溝の深さの点検は、毎回の運行前に義務付けられている。
- 問56. 車線逸脱警報装置とは、自動車が走行中に車線から逸脱しようとしている、又は逸脱している旨を運転者に警報することにより自動車の車線からの逸脱を防止する装置をいう。

- 問57. 衝突被害軽減ブレーキは、走行速度や周囲の環境等には左右されず、常に正確に障害物を認知することができる。
- 問58. タイヤ・チェーン等は走行装置に確実に取り付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。
- 問59. 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 200 メートル（法令で定める一部の方向指示器を除く）の位置から、昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
- 問60. 2018 年 10 月 1 日より、車両総重量 8 トン以上のトラック（トレーラ）と乗車定員 30 名以上のバスについては、3 ヶ月毎の定期点検に、スペアタイヤ及びツールボックスの取付状態等の点検が義務付けされた。

### Ⅲ 運転常識 (20 問)

- 問61. タイヤの空気圧が不足している場合、高速走行時にはスタンディングウェーブ現象が発生しやすくなる。
- 問62. 制動距離、遠心力、衝撃力などは、いずれも速度の 2 倍に比例して大きくなる。
- 問63. アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認ができれば、目視等による確認は省略することができる。
- 問64. 車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の事業用自動車に乗務した運転者は、荷主の都合により集貨又は配達を行った地点で待機した場合であって、その時間が 60 分未満の場合は、乗務の記録を省略できる。
- 問65. 高速道路上で故障等により運転することができなくなったとき、必要な危険防止措置をとった後は、車外に出るのは危険なので、車内にとどまって救援を待つ。
- 問66. 車両総重量が 7 トン以上又は最大積載量が 4 トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務する場合は、運行記録計による記録を行わなければならない。
- 問67. 事業者は、深夜業を含む業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び 12 ヶ月以内ごとに一回、健康診断を実施することが義務付けられている。
- 問68. 大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席から車や歩行者が見えなくなる範囲が狭い。

- 問69. 事業用貨物自動車に乗務したときは、車両総重量や最大積載量を問わず、乗務等の記録に貨物の積載状況を記録しなければならない。
- 問70. 高血圧は、動脈硬化、脳・心臓疾患を発症させるおそれがあるといわれている。
- 問71. 「一の運行」とは、運転者が所属する営業所を出発してから当該営業所に帰着するまでをいい、140 時間を超えてはならない。
- 問72. 深夜に所属営業所を出発する際に、点呼執行者が出勤していないため、対面点呼を受けられないときは、電話その他の方法で点呼を受けることができる。
- 問73. 長い時間高速で走ったり、夜間高速で走ったりしていると速度感が鈍り、速度が低下しがちになる。
- 問74. 飲酒運転をした場合、運転者本人だけでなく、事業者等も刑事及び行政処分を受けることがある。
- 問75. 60 歳以上の高齢運転者については、国土交通大臣が認定する機関による適性診断を受診しなければならない。
- 問76. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。

問77. 降雨量が1時間に50ミリメートル以上のときは、運転するのは危険であり、輸送するのは適切ではない。

問78. 車を運転中に大地震が発生し、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、エンジンは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置き、窓は閉じ、ドアはロックする。

問79. 休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回ってはならない。

問80. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準)に定める連続運転時間に関し、下記の運行は違反している。

運転時間 3時間	休憩時間 20分	運転時間 1時間	休憩時間 5分	運転時間 2時間	休憩時間 30分	運転再開
-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	------